

岩元 浩一 様 発表資料

平成29年7月27日

第2回東京都地域福祉支援計画策定委員会



世田谷区の地域包括ケアシステムの構築 に向けた取組みについて

～地域保健医療福祉総合計画の策定から
地域包括ケアの地区展開へ～

平成29年7月27日

世田谷区

■世田谷区の人口推移

<平成29年4月1日現在 住民基本台帳より>

■総人口 896,057人

- 世帯あたりの人員:1.90人。世帯の小規模化が進行。
- 毎年全人口の1割弱が転出・転入している。

■65歳以上 180,550人 (高齢化率:20.1%)

- 全国平均に比べると割合は多い方ではないが、増加傾向継続。

■0~5歳児人口 44,919人

<平成28年3月末現在>

■要介護認定者数 36,924人 (20.6%) (2号被保険者を除く)

要介護認定率(後期高齢者) 37.4% (平成27年12月現在)

<平成28年4月1日現在>

■障害者数(難病含む) 42,015人

<平成28年12月>

■生活保護受給者数 10,254人 (11.2%)

増加傾向にある。

■世田谷区の概要（地区）

■区内を5つの「地域」に分け、総合支所を設置。さらに27の「地区」に細分化し、各地区に区の行政拠点であるまちづくりセンターを設置。

■同様に、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を各地区に設置。

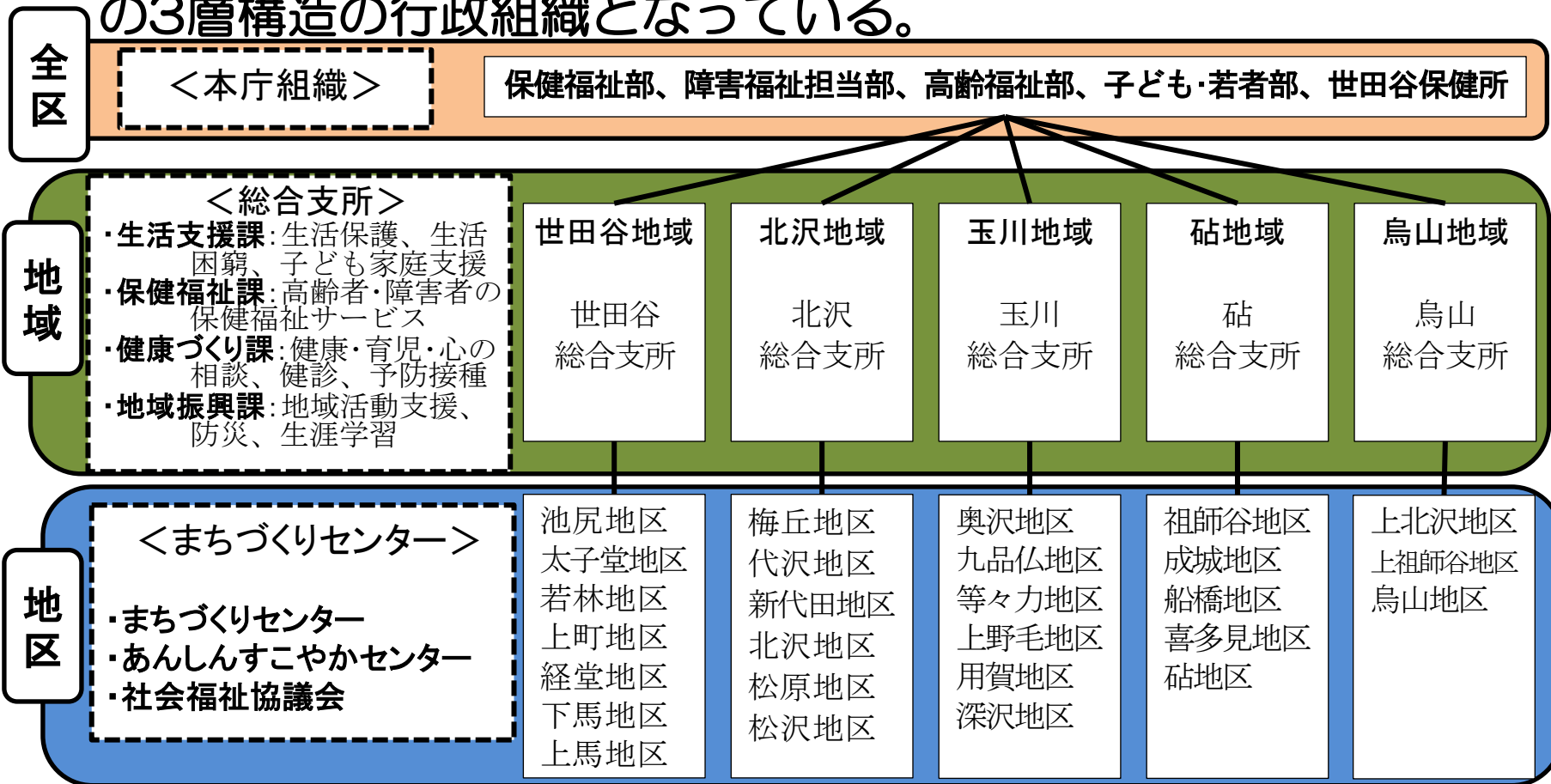
※社会福祉法人、医療法人に委託

■まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者の一体整備を推進。



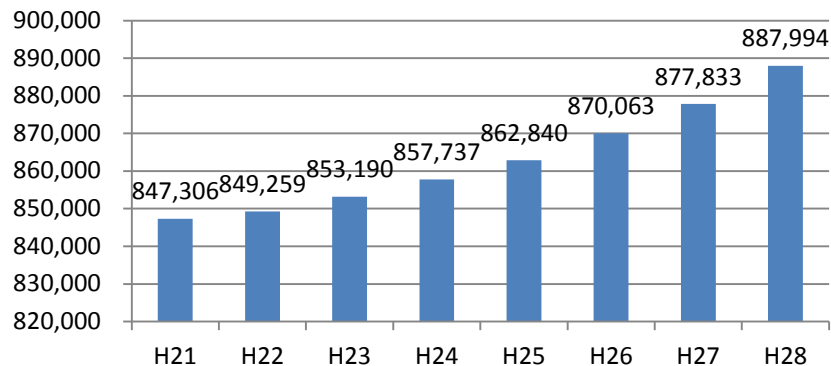
■世田谷区の行政組織（3層構造）

全区（本庁）、地域（総合支所）、地区（まちづくりセンター）の3層構造の行政組織となっている。

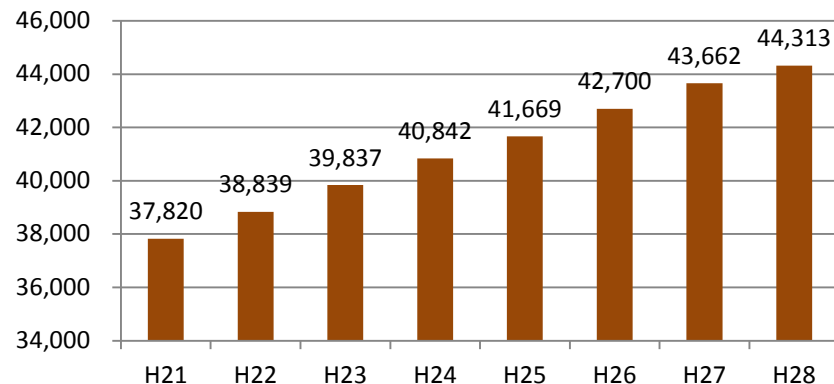


■世田谷区の人口推移

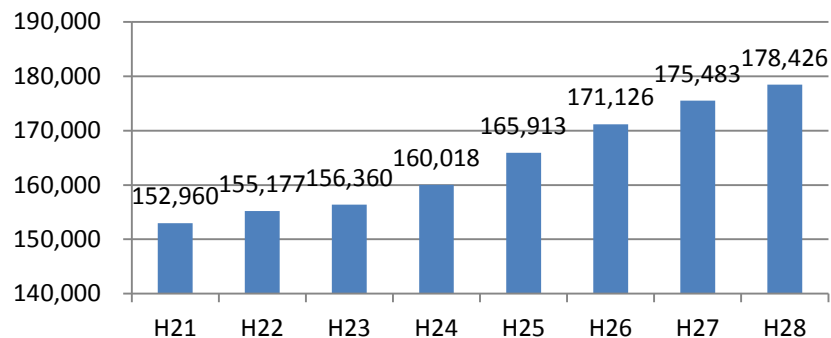
世田谷区の人口推移



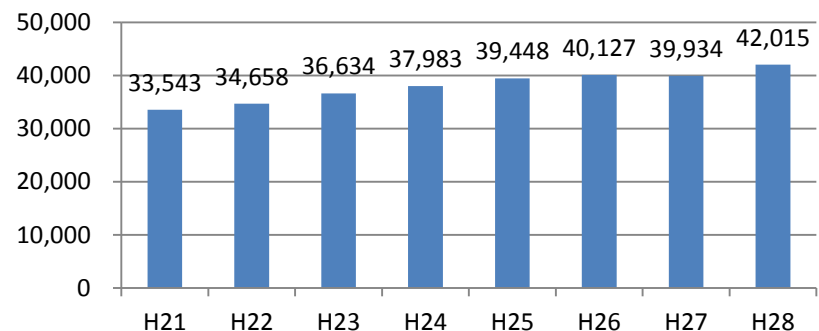
0～5歳児人口(日本人のみ)



65歳以上人口



障害者数の推移(難病含む)



■世田谷区の目指す地域包括ケアシステム

○世田谷区地域保健医療福祉総合計画

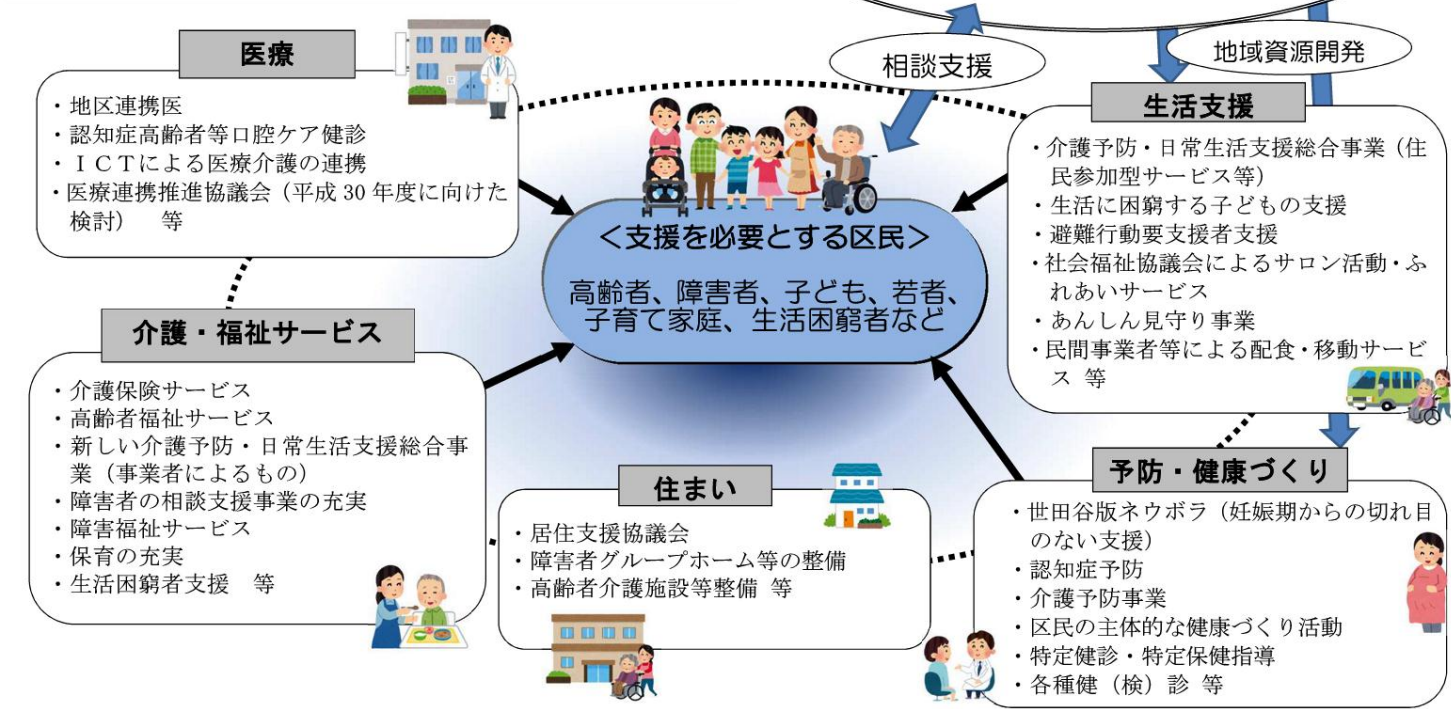
- 誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする10年間の計画。(平成26～35年度)
- 地域保健福祉審議会(当時:大橋謙策会長)の答申を受けて策定。

- 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、対象は高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進する。
- 元気高齢者、学生、働いている人、主婦、シニアなど幅広い区民参加で進める。
- 公的サービスの基盤整備については、総合計画に基づく個別計画において進める。医療と介護、福祉サービス等が一体的に提供できるしくみづくりを進める。
- あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会が連携して、地域における課題の発見・把握から、相談支援、サービス提供、社会資源開発、情報発信を行うなどの、個別支援と地域支援を組み合わせ、コミュニティソーシャルワークを推進する。
- 公的サービスとともに地区の課題に対して、地域活動団体等の連携・協働による新たなサービスや基盤を創出する。
- 支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていく。縦割りではなく、総合的に支援する仕組みづくりを進める。

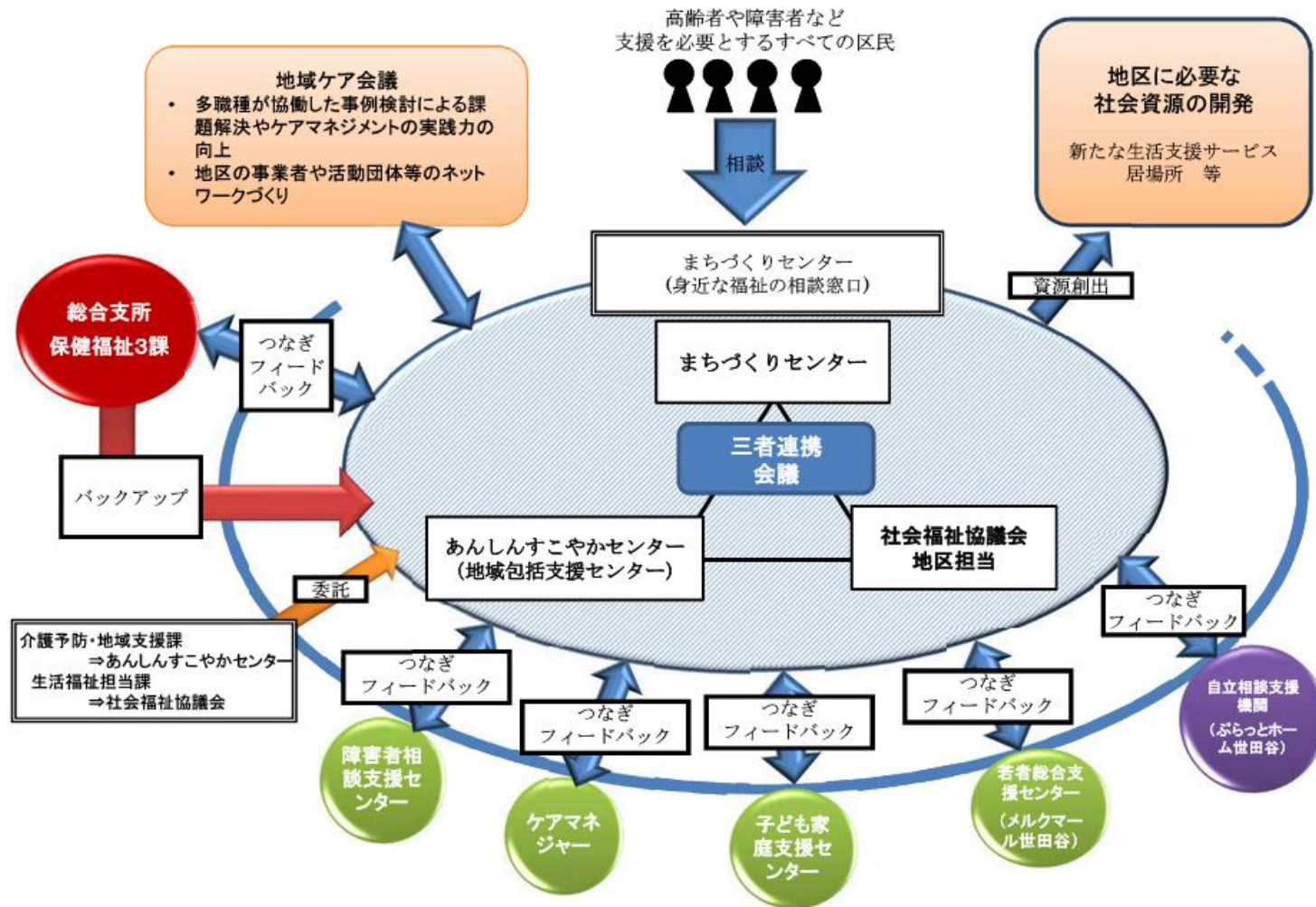
■ 地域包括ケアシステムによる区民を支援するイメージ

世田谷区における地域包括ケアシステム

高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭など誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す。



■ 地区における相談支援イメージ



■地域包括ケアの地区展開の推進

地域包括ケアシステムの構築を目指すため、

- ①対象を拡大した縦割りでない相談を受ける仕組みづくり
- ②身近な地域で支えあう住民活動の創出やネットワークづくりに着手する。



地域包括ケアの地区展開

- 複合化した問題→高齢と障害、高齢者と若者、介護と子育て等
- 新たな要素→発達障害、引きこもり等
- 近くに相談できる人がいない、どこに相談に行ったらよいかわからない、兆候に気づいた人（近所の人等）の相談先が必要。

■地域包括ケアの地区展開とは

- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が連携し、身近な福祉相談に対応する。
- 参加と協働による地域づくりに取り組む。
- 三者を一体整備し、身近な地区での相談支援体制を充実させる。

<地域包括ケアの地区展開の基本の柱>

I) 身近な福祉相談の充実

区民に身近な地区で、福祉の困りごと相談をはじめ、相談の聞き取り、受け止め、整理、担当組織・専門機関等への適切なつなぎを始めとした、適切な支援に結びつける。

II) 参加と協働による地域づくり(地域の人材や社会資源の開発・協働)

地区における福祉的な課題を把握・共有し、その解決を目指してまちづくりセンターを活動の拠点として地区で顔の見える関係を築き、住民主体の福祉活動の調整や不足する社会資源の創出などを支援。

■地域包括ケアの地区展開とは(2)

■ より身近なところで、早期に発見し早期に対応する

高齢者と同居の障害者の家族等の複合化した問題の把握、新たな要素、近くに相談できる人がいない等、どこに相談に行ったらよいかわからない人や兆候に気づいた人(近所の人等)の相談先。

◎個別計画等に基づく相談体制も整備されている。

- 高齢、障害、子ども等の各分野で、個別計画等に基づき、相談体制の充実を図ってきている。
- はじめから相談内容や窓口がわかっている人はそちらを利用。

■地域包括ケアの地区展開とは(3)

- より身近なところで、参加と協働による地域づくり(地域の人材や社会資源の開発・協働)に取り組む。
- 保健福祉ニーズの増大や多様化が見込まれる中、区民のニーズにきめ細かく対応するためには、介護保険などの公的サービスとともに、区民や活動団体等の協働による見守りや支え合い活動などの取組みを総合的に進める必要がある。
- 地域包括ケアの地区展開では、様々な場面で地域住民や団体等から提起される課題を三者で把握・共有し、その解決に向けた方向性や手法等について検討し、区民や事業者等の参加と協働による地域づくりを進めている。

■ 地域包括ケアの地区展開イメージ図

地域包括ケアの地区展開

地域包括ケアシステムの推進にあたり、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者が連携し、身近な地区における福祉の相談支援の強化や地域の人材、社会資源の開発等に取り組む。

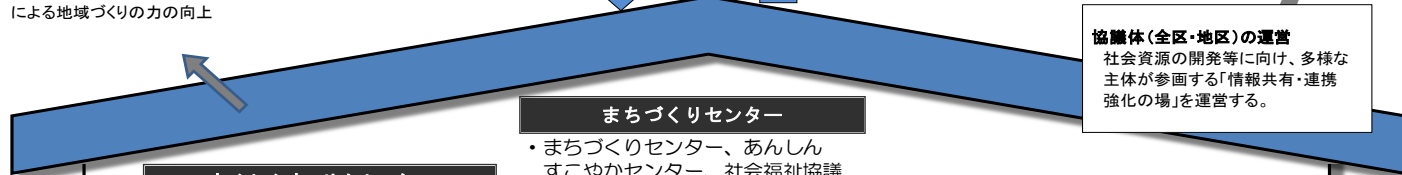
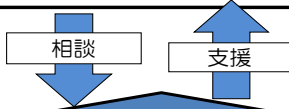
平成26年10月 1地区
平成27年 7月 5地区
平成28年 7月 27地区（全区）

三者がそれぞれ持つ地域づくりのノウハウや地域資源等を共有し、連携することによる地域づくりの力の向上

《身近な地区における相談支援の充実、地区の問題を地区で解決する仕組み》
町会・自治会をはじめとする地域活動団体、NPO、事業者、区民等



〈支援を必要とする区民〉
高齢者、障害者、若者、子育て家庭など



協議体(全区・地区)の運営
社会資源の開発等に向け、多様な主体が参画する「情報共有・連携強化の場」を運営する。

まちづくりセンター

- ・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携の調整
- ・身近な相談支援機能の充実
- ・区民や地域活動団体等との調整
- ・支所や本所との調整 等

あんしんすこやかセンター
(地域包括支援センター)

- ・高齢者に加え、障害者や子育て家庭等に相談対象を拡大
- ・包括的・継続的なケアマネジメント
- ・地域ケア会議の実施
- ・地区ネットワークの構築 等

社会福祉協議会

- ・地区における課題やニーズの把握及び分析
- ・協議体の運営
- ・地域人材の発掘や育成、社会資源の創出
- ・地域活動や人材のコーディネート 等

〈連携〉
・相談支援の充実
・地域の人材、社会資源の開発

相談支援の強化

地域資源開発事業

まちづくりセンターの整備等

〈社会福祉協議会〉
【新】日常生活支援センターの設置
NPO法人等との連携強化を図り、生活支援サービス等の創出、地域人材発掘、コーディネートを実施。

【新】地区連携区によるあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)への支援



バックアップ

総合支所

■ 全地区実施を進めるにあたって

【全地区実施の3つの視点】

1. 身近な福祉相談の充実（福祉の相談窓口）

【高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に係る相談も実施】

◎あんしんすこやかセンターの必要な人員体制の強化を図り、専門職の常勤職員等の追加配置
（相談支援包括化推進員）

2. 参加と協働による地域づくり

【まちづくりセンターに社協地区担当職員を配置し、地区内の関係団体等のネットワークづくりや地域資源開発等の事業展開を行う】

◎地区担当職員1名をまちづくりセンター内に配置
（生活支援コーディネーター）

3. 三者の連携体制の構築と運営

【三者が連携して対応し、身近な相談をさらに充実させるとともに、三者の連携会議を開催し、情報共有や地区の課題解決に向けた検討を行う】

■平成28年度の取組み状況(三者の連携体制の構築と運営)

1. 施設やインフラ等の整備(一体整備等)

まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の一体整備を順次実施。一体整備未完了地区は相談者の利便性や相談機会を確保しつつ、計画的に整備する。

2. 三者連携会議

三者の運営、地区活動等に関する情報の共有、社会資源の把握や課題の抽出など、各地区の実情に応じた状況や課題の把握と解決に向けての共有に取り組んできた。

3. 地区アセスメント

地区アセスメント(地区の社会資源、住民のニーズ、生活課題の把握・分析・評価及びそれに基づく取組みの検討)の作成に着手し、平成29年度上半期中を目途として、地区の課題解決に向けた取組みの開始を目指している。

■ 住み慣れた地域で暮らし続けられる 地域包括ケアシステムの実現に向けて

◎三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や資源等を共有して、コーディネート機能を持たせることにより、区民の身近な相談に対応し、地域で顕在化するさまざまな課題を早期に発見し、公的サービスでは解決できない部分を含めて、地域の力で解決を図る。

1. 分野や枠組みを超えた課題が持ち込まれることから、各所管が縦割りではなく、お互いの役割を踏まえつつ連携協力することが求められている。
2. 行政だけで解決できないニーズにも対応するために、公的サービスだけでなく、インフォーマルサービスの開発や民間団体等との連携協力にも取り組んでいく。
3. これらの取り組みについてはすぐに多くの実績が上がるものではなく、一歩ずつ着実に実施をしていくことが重要である。